

BEMS普及コンソーシアム京都 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「BEMS普及コンソーシアム京都」という。

(目的)

第2条 本会は、京都市内の民生・業務部門の業種ごとの特性に応じた省エネ、節電対策を強力に支援するため、業種を超えて知見や情報を共有し、これを積極的に公開することでBEMS導入を促進する。

(設置期間、事業年度)

第3条 本会の設置期間は、設立の日から平成29年3月31日までとする。

2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業の種類)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民生・業務部門の事業者とBEMS事業者や電気工事事業者のマッチング
- (2) 既に先行導入を行っている医療部門以外の福祉、大学、旅館・ホテル、オフィス、店舗の5業種におけるBEMSの先行導入
- (3) BEMS及び省エネに関する専門家の派遣
- (4) BEMS導入の事例紹介や省エネ対策の普及を図るセミナーの実施等の情報発信事業
- (5) BEMS及び省エネに関する調査及び研究

第2章 組織

(会の構成)

第5条 本会は、委員、会員及び京都市ほか公共機関をもって組織する。

2 委員は、学識経験もしくはこれと同等の知見のある者から、市長が委嘱し、又は任命する。

3 会員は、本会の趣旨に賛同する以下のもののうち、第7条に定める会長及び副会長が承認するものとする。

- (1) 民生・業務部門の事業者及び団体
- (2) BEMSほか省エネの専門事業者及び団体

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成27年3月31日までとする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第7条 本会に、会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により決定し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、コンソーシアムを総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

- 第8条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。
 - 3 事務局は、会員名簿その他の書類を必要に応じて作成し、保管しなければならない。
 - 4 事務局は、環境政策局地球温暖化対策室内に置く。

第3章 総会

(種別)

第9条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、委員、会員および公共機関をもって構成する。

(権能)

第10条 総会は、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第11条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた時に、隨時開催する。

3 総会は会長が召集する。

(代理)

第12条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員、会員は、代理人を指定して総会に出席させることができる。

第4章 研究会

(構成)

第13条 研究会は、委員、会員(会員が企業、団体等の場合はこれらに所属する者)のうち希望するもので構成する。

(権能)

第14条 研究会は、BEMS及び省エネに関する調査及び研究を行う。

(開催)

第15条 研究会は、会長が必要と認めた時に、隨時開催する。

2 研究会は、会長が召集する。

(代理)

第16条 やむを得ない理由のため、研究会に出席できない会員は、代理人を指定して研究会に出席させることができる。

第5章 その他

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める

附則

1 この規約は、本会の設立の日から施行する。